

平成27年12月11日

指定管理者の指定について（練馬区立高野台敬老館）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立高野台敬老館の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

生活協同組合・東京高齢協

(2) 所在地

東京都豊島区南大塚二丁目42番7号

(3) 代表者

理事長 田中 学

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成27年4月17日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月15日 平成27年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月1日	第2回指定管理者選定小委員会 (企画提案書作成要項の審議)
7月10日	企画提案書作成要項配付・説明(団体を特定して実施)
7月24日	企画提案書受付(経営状況に関する部分)
7月27日	経営診断委託
8月7日	企画提案書受付(事業計画に関する部分)
8月28日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点)
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、質の高いサービスの提供が期待できること、利用者の意見・要望を反映した施設運営が行われていること等の理由により、生活協同組合・東京高齢協が練馬区立高野台敬老館を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。(審査結果は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

経営規模に比して十分な自己資本を有している。

前期は通所施設の廃止があり赤字決算となったが、手元資金が潤沢であり、借入債務が無いなど財務内容は健全である。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護規程および情報公開規程が整備されており、公正に運用されている。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

生活協同組合法に基づく定款に則し運営しており、労働関係法令、個人情報保護法など施設運営に係る法令等の遵守も徹底している。さらに法人内部での監査の実施や役員、職員に対して法令遵守に関する研修を実施している。

また、理事会の役員は生活協同組合の組合員の中から互選により決定している。

(4) 運営実績

平成18年4月から練馬区立高野台敬老館の指定管理者として管理運営を行っているほか、新宿区にて区立の老人福祉センター5施設の管理運営を行っており、敬老館と同種の運営実績が十分にある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

ボイラー保守や廃棄物処理など専門的技術や免許を要する業務以外は、再委託をしないことで、職員全員が施設の保守点検や清掃に従事しており、小さな不具合にも速やかに気付き、対応できる状態となっている。また、講座やイベントについても職員が主導するのではなく、利用者自らが企画・提案する事業のサポート役となることや、利用者自身がボランティア講師として協力してもらうことで、事業運営の効率化・経費削減を図っている。

(6) 受託への熱意・意欲

介護保険の要支援認定を受けている方や独居高齢者など利用者の状態の変化への気付き、生活に必要な情報の提供を行う介護福祉士の配置、地域全体で高齢者を支える取組のきっかけとして、他施設や地域団体のプロジェクトに積極的に参加し協働事業の機会の増加を目指す提案があり、受託への熱意・意欲が高いと認められる。

(7) 施設管理の安全性への配慮

施設管理チェック表を作成し、毎日、施設設備、消防設備、AED、感染症対策の消毒に係るチェックを徹底している。また、職員全員が救命講習、AED取扱研修を受講するなど、危機管理の意識が高い。さらに、小さな問題についても区への報告を徹底し、区と協議の上、改善に努めている。

(8) 施設管理運営体制

運営上の問題について法人が運営する全施設の施設長および本部職員による事例検討会議を実施し、施設環境向上や利用者トラブルの解決について法人全体で取り組んでいる。さらに、清掃業務などを館長を含む全職員が行うことで、小さな不具合のうちでの改善に努めている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

一人ひとりの利用者に対して誠意をもって対応し、対応が不公平とにならないよう接遇研修を実施している。また、職員全員が認知症サポーター養成研修や敬老館の役割、

高齢者の特性に関する研修を受講するなど高齢者に関わる知識の習得に努めている。

(10) 職員の育成

法人が運営している敬老館と類似する施設にて合同研修を実施し、研鑽と交流に努めている。施設にて事例検討や実際の問題に関連した法令や対応などの理解を深める研修を毎月実施している。

(11) 団体の理念・姿勢

中高年・高齢期を人生の完成期として「最期まで自分らしく輝いて生きたい」との思いを実現することを支えあう協同組合である。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

区内事業者の積極的な活用に努める考えを持っている。職員の採用に当たり、今後も、区民を優先的に雇用する考え方である。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

(14) 事業等の提案

高齢者ケアに十分な知識と技能を有する介護福祉士を配置し、介護予防等の事業や情報提供を実施する提案がある。団塊世代を対象に、高齢者をサポートする人を養成する講座、社会貢献活動を支援する講座を実施する提案がある。

指定管理者選定の審査結果（練馬区立高野台敬老館）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	5点	0点
14 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容	10点	8点
合 計	100点	74点